

# 酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領の一部改正概要

(令和7年2月1日以降適用)

## 1 改正点

### (1) 入契法の改正に伴う施工体制台帳の写しの提出義務の合理化に関する改正

(要領：第6条第2項)

公共工事で元請業者に提出が義務付けられている施工体制台帳の写しの提出について、発注者がICT（建設キャリアアップシステム等）を利用して施工体制を確認できる場合に不要とする。

### (2) アナログ規制の見直しによる現場における施工体制の確認方法に関する取扱いの追加

(要領：第10条第1項)

各関係課長等による施工体制の確認方法について、実地での点検と同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術を用いた点検方法によることができるものとする。

### (3) 建設業法施行令の改正に伴う特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の金額の引き上げ

(要領：第10条第1項(3)及び(6)、第14条第2項)

**改正前** 下請契約総額 4,500万円以上（建築一式工事は 7,000万円以上）

**改正後** 下請契約総額 5,000万円以上（建築一式工事は 8,000万円以上）

### (4) 建設業法の改正に伴う工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等に関する改正

(要領：第13条第4項及び第5項)

元請及び下請について、請負契約を締結するまでに、工期等に影響を及ぼす事象に関する情報を取引の相手方に通知することとする。

**元請→下請**

- ・ 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ・ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

**下請→元請**

次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるもの

- ・ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- ・ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

### (5) その他文言の修正

## 2 施行日

令和7年2月1日